配当公告

秋田県鹿角市花輪字堰向九七番地
破産者　日専連トラスト株式会社
右の者に対する秋田地方裁判所大館支部平成二十五年（フ）第六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一、二七〇、三九五、七四二円
一、配当することのできる金額
一般債権　金六八、八六七、六六二円
平成二十七年四月七日
秋田県大館市字部垂町三九番地三
破産管財人　川田　繁幸

配当公告

千葉県いすみ市深堀三六八番地
破産者　有限会社プラザ秋葉
右の者に対する千葉地方裁判所平成二十五年（フ）第一一三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金三〇、三二五、〇九三円
一、配当することのできる金額
金一一、二七七、三〇六円
平成二十七年四月七日
千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス
破産管財人　弁護士　菅野　亮

配当公告

岡山県津山市津山口一五一番地の二
破産者　株式会社大阪創美
右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十四年（フ）第一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金一六二、二九一、一三〇円
一、配当することのできる金額
金四五、四八九、四四一円
平成二十七年四月七日
岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階
破産管財人　吉野　夏己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市武佐二丁目二二番、最後の住所北海道釧路市武佐二丁目二二番一〇号
被相続人　亡　中野　浩
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
北海道釧路市錦町五丁目三番地三ツ輪ビル三階　中井拓人法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中井　拓人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市寺田五〇五八番地五、最後の住所茨城県取手市西一丁目六番C―五〇四号
被相続人　亡　石塚　徳男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
茨城県取手市取手二―二―三ＴＲＤビル二階
相続財産管理人　弁護士　貝塚　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡長野原町大字林二五番地、最後の住所群馬県吾妻郡長野原町大字林村二五番地
被相続人　亡　茂木辨次郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二〇二
相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡毛呂山町南台五丁目二六番地四〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　園田　清子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階
相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市湖北台九丁目一五番、最後の住所千葉県我孫子市中峠台二〇番地の二
被相続人　亡　松澤　樹雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
事務所千葉県柏市柏一―五―一〇　水戸屋壱番館ビル四階　弁護士法人よつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印旛郡栄町和田三三六番地、最後の住所東京都北区上中里二丁目二二番五号
被相続人　亡　塩田　光子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
東京都千代田区九段南四丁目六番九号土屋ビル三階あさぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　百瀬　井一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市小室町二四八六番地、最後の住所東京都豊島区西巣鴨一丁目一八番五号
柴田方二〇三号　被相続人　亡　臼井　照子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
事務所東京都港区西新橋一―四―一四物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所
相続財産管理人　弁護士　足立　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市平山六丁目二番地四、最後の住所東京都日野市平山六丁目二番地の四
被相続人　亡　冨沢　章
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
東京都渋谷区神南一―二二―八渋谷東日本ビル五階弁護士法人渋谷シビック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上杉　雅央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区八広六丁目四六番地、最後の住所東京都墨田区八広六丁目一三番七号
被相続人　亡　濱口みよ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市磯原町大塚二三八六番地、最後の住所東京都足立区小台二丁目五番一―六〇八号
被相続人　亡　切石　康夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階岡田・今西・山本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区大名二丁目一六一番地三、最後の住所横浜市港南区下永谷四丁目二一番一〇号　芙蓉苑
被相続人　亡　小河かをる
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十七年四月七日
横浜市中区常盤町一―一　宮下ビル二階
相続財産管理人　弁護士　輿石　英雄